

議案第 2 1 号

東近江市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び東近江市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び東近江市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 8 年 2 月 2 9 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び東近江市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

(東近江市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第1条 東近江市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成17年東近江市条例第51号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下単に「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。)	0.73
	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。)若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)	0.88
	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧船員保険法による障害年金」という。)	0.75

	国民年金等改正法附則第 7 8 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0. 7 5
	国民年金等改正法附則第 3 2 条第 1 項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	0. 8 9
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0. 7 3
	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0. 8 3
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成 2 4 年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成 2 4 年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0. 8 8
	旧船員保険法による障害年金	0. 7 4
	旧厚生年金法による障害年金	0. 7 4
	旧国民年金法による障害年金	0. 8 9
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成 2 4 年一元化法附則第 4 1 条第 1 項の規定による遺族共済年金若しくは平成 2 4 年一元化法附則第 6 5 条第 1 項の規定による遺族共済年金（以下単に「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金(国民年金等改正法附則第 2 8 条第 1 項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。)	0. 8 0
	遺族厚生年金等(当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。)	0. 8 4
	遺族基礎年金(当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成 2 4 年一元化法附則第 3 7 条第 1 項に規定する給付のうち遺族共済年金（以下「平成 2 4 年一元化法改正前国共済法による遺族共済年金」という。）若しくは平成 2 4 年一元化法附則第 6 1 条第 1 項に規定する給付のうち遺族共済年金（以下「平成 2 4 年一元化法改正前地共済法による遺族共済年金」という。）が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0. 8 8

国民年金等改正法附則第 8 7 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0. 8 0
国民年金等改正法附則第 7 8 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0. 8 0
国民年金等改正法附則第 3 2 条第 1 項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0. 9 0

附則第 5 条第 2 項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0. 7 3
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0. 8 6
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成 2 4 年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成 2 4 年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0. 8 8
旧船員保険法による障害年金	0. 7 5
旧厚生年金保険法による障害年金	0. 7 5
旧国民年金法による障害年金	0. 8 9

第 2 条 東近江市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項及び第 2 項の表中「0. 8 6」を「0. 8 8」に改める。

（東近江市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）

第 3 条 東近江市消防団員等公務災害補償条例（平成 1 7 年東近江市条例第 2 3 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 2 項の表傷病補償年金の項中「国家公務員共済組合法（昭和 3 3 年法律第 1 2 8 号）、地方公務員等共済組合法（昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号）、私立学校教職員共済法（昭和 2 8 年法律第 2 4 5 号）又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成 1 3 年法律第 1 0 1 号）附則第 2 条第 1 項第 2 号に規定する旧農林共済法（以下この条において「国家公務員共済組合法等」という。）の規定による障害共済年金」を「障害厚生年金」に改め、同表障害補償年金の項中「国家公務員共済組合法等の規定による障害共済年金」を「障害厚生年金」に改め、同表遺族補償年金の項中「国家公務員共済組合法等の規定による遺族共済年金」を「遺族厚生年金」に改める。

第4条 東近江市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の東近江市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び改正後の東近江市消防団員等公務災害補償条例の規定は、平成27年10月1日から適用する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 平成24年一元化法第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下この項において「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下この項において「改正前地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律

の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号。以下この項において「平成27年地共済経過措置政令」という。）第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成27年地共済経過措置政令第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により国家公務員共済組合連合会（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成24年法律第96号）第5条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合（平成24年一元化法附則第56条第2項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、東近江市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条第1項の規定は、適用しない。

- 4 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の東近江市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、東近江市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例による年金たる補償及び休業補償の内払いとみなす。
- 5 第2条及び第4条による改正後の東近江市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条第1項及び第2項の規定及び改正後の東近江市消防団員等公務災害補償条例附則第5条第1項の規定は、平成28年4月1日以後に支給すべき事由の生じた障害補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日以前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 6 この条例による改正後の東近江市消防団員等公務災害補償条例附則第5条の規定

の適用については、当分の間、同条第2項の表傷病補償年金の項中「障害により障害厚生年金」とあるのは「障害により被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第4条第3号に規定する改正前国共済法、同条第6号に規定する改正前地共済法、同条第9号に規定する改正前私学共済法若しくは厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金」と、同表障害補償年金の項中「障害により障害厚生年金」とあるのは「障害により障害共済年金又は障害厚生年金」と、同表遺族補償年金の項中「死亡により遺族厚生年金」とあるのは「死亡により被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第4条第3号に規定する改正前国共済法、同条第6号に規定する改正前地共済法、同条第9号に規定する改正前私学共済法若しくは厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金」とする。

- 7 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第41条第1項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者又は同法附則第65条第1項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者に係るこの条例による改正後の東近江市消防団員等公務災害補償条例附則第5条の規定の適用については、同条第2項の表傷病補償年金の項及び障害補償年金の項中「障害により障害厚生年金」とあるのは「障害により障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による障害共済年金」と、同表遺族補償年金の項中「死亡により遺族厚生年金」とあるのは「死亡により遺族厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金」とする。